

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 決算締切日を利用しよう

Q: 決算日以外に売上の締切日を設けてもよいのでしょうか。

A: 一定の条件を満たす場合には、税務上、決算締切日に特例を設けることが認められています。

【解説】

法人税は、会社の事業年度を単位として課税されます。事業年度は、会社の定款で定める営業年度と一致しなければなりません。

したがって、会社の決算日が3月31日であるならば、4月1日から翌年3月31日までのすべての収入と支出を計算し、それに基づいて決算と確定申告を行うのが原則です。

しかし、実務上は、月末までに売上代金を回収するために、20日とか25日に締め切って請求書を発行することがよくあります。

そこで税務上、次のことを条件に、決算日よりも前の日に締め切って、各事業年度の収入及び支出とすることも認められます。

(1) 商習慣その他の理由があること

- ① 顧客数、取引件数が多く期末を締切日とすることに決算日程上無理があるケース
- ③ 大口得意先のコンピュータ管理に合わせるケース

(2) 期末日のおおむね10日前の特定日であること

(3) 継続適用すること

売上締切日を早めた場合には、売上と売上原価は対応させなければならず、したがって、その締切日で仕入を締め切ると同時に在庫品を確定させる必要があります。

